

別表1（第5条関係）

指定工事店等の違反行為に係る処分基準

| 違反行為 | 関連条文 | 処分内容 |
|---|-----------------------|----------------------|
| 1 指定の申請・更新にあたり、書類等に虚偽の記載があったとき | 福津市下水道条例 第8条及び第9条 | 指定の取消し |
| 2 指定工事店として該当しなくなったにもかかわらず、指定辞退届を提出しなかったとき | 福津市下水道条例 第14条 | 指定の取消し |
| 3 指定の申請・更新における書類等の記載事項に変更等があったにもかかわらず、異動届の提出を怠ったとき | 福津市下水道条例 第14条 | 指定の効力停止 1か月以内 |
| 4 工事の申込みを受けたとき、正当な理由がなく、これを拒んだとき | 福津市下水道条例 第11条2項1号 | 指定の効力停止 1か月以内 |
| 5 工事の契約に際して、工事金額、工事期限、その他の必要事項を明確に示さなかったとき | 福津市下水道条例 第11条2項2号 | 指定の効力停止 1か月以内 |
| 6 工事に際して、適正な価格で施工しなかったとき | 福津市下水道条例 第11条2項 | 指定の効力停止 2か月以内 |
| 7 工事の全部又は大部分を、一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき | 福津市下水道条例 第11条2項3号 | 指定の効力停止 1か月以内 |
| 8 指定工事店としての名義を、他の業者に貸与したとき | 福津市下水道条例 第11条2項4号 | 指定の効力停止 2か月以内 |
| 9 市長の確認を受けずに、工事を行ったとき | 福津市下水道条例 第5条及び第11条 | 指定の効力停止1か月以内もしくは文書注意 |
| (1) 申請書・変更届は提出したが、確認前に着手したとき | | |
| (2) 申請書を提出せず、工事をしたとき (未使用) | 福津市下水道条例 第5条 | 指定の効力停止 6か月以内 |
| (3) 申請書を提出せず工事を行い、使用したとき (下水道の無断使用) | 福津市下水道条例 第5条及び第32条 | 指定の効力停止 1年以内 |
| 11 申請書を提出し、確認を受けたが、異なる内容の工事をしたとき | 福津市下水道条例 第5条 | 指定の効力停止 1か月以内 |
| 12 確認を受け、工事を行ったが、工事の完了後5日以内に完了届を提出しなかったとき (下水道の不正使用) | 福津市下水道条例 第6条及び第32条 | 指定の効力停止 1か月以内 |
| 13 工事を責任技術者の管理下において設計及び施工しなかったとき | 福津市下水道条例 第11条2項6号 | 指定の効力停止 3か月以内 |
| 14 完了検査に、正当な理由がなく責任技術者を立ち合わせなかったとき | 福津市下水道条例 第17条2項4号 | 指定の効力停止 1か月以内 |
| 15 完了検査において不良と認められたものについて指示した期間内に改修しなかったとき、又は必要な報告や資料の提出を求められたにもかかわらず、これに応じなかったとき | | 指定の効力停止 6か月以内 |

| | | |
|--|-----------------------|-----------------------------|
| 16 工事完了後1年以内に生じた故障等について、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでないにもかかわらず、無償で補修しなかったとき | 福津市下水道条例 第11条2項7号 | 指定の効力停止 6か月以内 |
| 17 災害等の緊急時に、排水設備等の復旧に関して、正当な理由がなく市長からの要請に協力しなかったとき | 福津市下水道条例 第11条2項8号 | 指定の効力停止 1か月以内 |
| 18 工事の施工に際し、安全管理を怠り、公衆を死傷させ、又は被害を与えたとき | 福津市指名停止等 措置要綱第3条準用 | 指定の取消し又は指定 の効力停止6か月以内 |
| 19 工事の施工に際し、安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき | 福津市指名停止等 措置要綱第3条準用 | 指定の効力停止 4か月以内 |
| 20 粗雑な工事により、市民及び市に対して損害を与えたとき | 福津市指名停止等 措置要綱第3条準用 | 指定の効力停止 6ヶ月以内 |
| 21 污水管に雨水等が流入するような配管になっていたとき | 福津市下水道排水 設備技術基準 | 指定の効力停止 6か月以内 |
| 22 福津市競争入札参加資格等に関する規程(平成17年告示7号)により、指名停止の処分を受けたとき | | 指定の効力停止 指名停止措置期間に準 ずる |
| 23 指定工事店の代表者及び役員、責任技術者が法令等に違反し、逮捕され、又は犯罪の容疑で起訴されたとき | 福津市指名停止等 措置要綱第3条準用 | 指定の効力停止 6か月以内 |
| 24 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有することが分かったとき | 福津市暴力団等追 放推進条例第4条 | 指定の取消し |
| 25 他市町村において、違反行為等で処分(他市町村の条例による過料又は規則による指定停止もしくは指定取消等の処分)されたとき | | 指定の取消し又は指定 の効力停止6か月以内 |
| 26 前各項以外の下水道に関する法令、条例、規則等に違反したとき | 福津市下水道条例 第15条 | 指定の効力停止 6か月以内 |
| 27 その他、市長が指定工事店として不適当と認めたとき | 福津市下水道条例 第15条 | 指定の取消し又は指定 の効力停止1年以内 |

別表2（第5条関係）

責任技術者の違反行為に係る処分基準

| 違反行為 | 関連条文 | 処分内容 |
|---|------------------|----------------------------|
| 1 責任技術者としての登録の申請にあたり、書類等に虚偽の記載があったとき | 福津市下水道条例 第19条 | 登録の取消し |
| 2 責任技術者として該当しなくなったにもかかわらず、登録の辞退届を提出しなかったとき | 福津市下水道条例 第18条 | 登録の取消し |
| 3 登録の申請における書類等の記載事項に変更等があったにもかかわらず、異動届の提出を怠ったとき | 福津市下水道条例 第20条 | 登録の効力の停止 1か月以内 |
| 4 指定工事店の違反行為に係る処分基準に定める指定工事店の違反行為で、その原因等が責任技術者の責に帰すとき | | 指定工事店の違反行為に係る処分基準の処分内容に準ずる |